

第 602 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 11 月 7 日（月）午後 1 時 28 分から午後 2 時 09 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（12 人）

1	稲村 耕一	-	-	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護	8	渡邊 和巳
-	-	10	森田 泰彰	11	川口 寛市	12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（1 人）

2	澤邊 治之						
				-	-	-	-

5 事務局職員（4 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

専決処分報告について

第 602 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 28 分</p> <p>皆様こんにちは。本日の会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 602 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます（研修等の事務連絡あり）。</p> <p>会議の開会に先立ちまして本日の出席状況ですが、2 番 澤邊委員が欠席で、在籍委員 13 名中 12 名の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さんこんにちは。先日の研修ご参加ありがとうございました。農地パトロールも引き続きお願いします（市内のマスクット圃場、営農型太陽光発電、バナナ栽培の様子などの報告などあり）。それでは審議に入ります。</p>
議長	<p>（開会）</p> <p>ただ今から、第 602 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>（議事録署名人の指名）</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。1 番 稲村委員、7 番 大後委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>【議案第 1 号】</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 1 号 1 番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、10 番 森田委員、お願いします。</p>

森田委員	<p>議案第1号1番について、申請地を11月3日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。JAきみつ富津出荷場より南西方向約400m付近に位置する農地であります。</p> <p>権利者は、自作地に近く耕作に便利であることから義務者に買入れを申し入れ、了解が得られたため規模拡大を目的とした売買による所有権移転の申請を行うものです。営農計画は、露地野菜の栽培を予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。権利者は自作地の近くであったことから規模拡大を目的とし、義務者は高齢であり後継者もないことから売却しようとするもので、売買による所有権移転の申請であります。申請地は農振農用区域内農地であり、面積635㎡、権利者の耕作面積は35,360㎡、農用区域内の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって、議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、7番 大後委員、お願いします。</p>

大後委員	<p>議案第1号2番について、申請地を11月4日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。JR青堀駅より南東方向900m付近に位置する農地であります。</p> <p>権利者は、所有地に隣接し自宅からも近いことから、規模拡大を目的とした売買による所有権移転の申請であります。営農計画は、水稻の栽培を予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの大後委員の説明に補足させていただきます。申請地は権利者の所有地に隣接し、自宅からも近く耕作に便利であったことから購入するものであり、義務者は高齢となり後継者もいないことから売却しようとするもので、売買による所有権移転の申請であります。申請地は農振農用地区域外農地であり、面積200㎡、権利者の耕作面積は5,141㎡、農用地区域外の農地を取得する場合の下限面積1,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって、議案第1号2番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号3番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、1番 稲村委員、お願いします。</p>
稲村委員	<p>議案第1号3番について、申請地を11月4日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。飯野小学校より北東の方向400m付近に位置する農地であります。</p>

	<p>権利者は、自宅に隣接していることから耕作に便利であり、義務者は後継者が不在なことから一部農地を売却するため、所有権移転の申請を行うものであります。水稻及び露地野菜の栽培を行う営農計画となっております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの稲村委員の説明に補足をさせていただきます。本申請は、権利者の自宅前に所在する農地を規模拡大のため購入しようとするものであり、後継者不在である義務者と話がまとまり、売買による所有権移転の申請であります。申請地は農振農用地区域内農地で、合計面積 1,091 m²、権利者の耕作面積は 16,470 m²、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積 5,000 m²を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 3 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第 1 号 3 番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 4 番から 7 番ですが、この議案には、鈴木昇委員に関する事項が含まれております。よって、農業委員会会議規則第 10 条の規定により、鈴木昇委員につきましては、一時退席をお願いします。</p> <p>【鈴木昇委員 一時退席】</p>
議長	<p>それでは、議案第 1 号 4 番から 7 番ですが、こちらの権利者は同一となっておりますので、一括で審議し、個別の採決とすることにご異議</p>

	<p>ございませんでしょうか。(異議なしの声) ご異議なしということで、議案第1号4番から7番を一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>それではこちらの担当委員の現地調査及び説明を、12番 鈴木伸江委員、お願いします。</p> <p>議案第1号4から7番について、申請地を10月31日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。JAきみつ大佐和支店より南の方向200mから1600m付近に位置する農地であります。議案第1号5番のうち、213番1及び214番の一部については農業施設の敷地として利用されておりましたが、現在、施設は取り壊され更地の状態となっております。</p> <p>義務者は、相続で得た農地ですが遠方であることや高齢で後継者もないことから耕作を権利者をお願いしておりました。今回、売却することで話がまとまり、売買による所有権移転の申請に及んだものであります。営農計画は、水稻、露地野菜の栽培を計画しております。以上です。</p>
鈴木伸江委員	
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの鈴木伸江委員の説明に補足をさせていただきます。申請地はいずれも相続により取得した農地であります。遠方であること、耕作手段も無いなどから、近くに住む権利者に耕作をお願いしておりました。今後も自ら耕作が出来ないことから売渡の申出をしたところ、承諾を得られたことから本申請に及んだものであります。申請地は、農振農用区域農地であり合計6筆10,700㎡、権利者の耕作面積は201,445㎡、農用区域の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り、個別の採決に入ります。</p> <p>まず、議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号4番は承認されました。</p> <p>次に、議案第1号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号5番は承認されました。</p> <p>続いて、議案第1号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号6番は承認されました。</p> <p>続いて、議案第1号7番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号7番は承認されました。</p> <p>【鈴木昇委員 入室着席】</p>
議長	<p>続いて、議案第1号8番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、13番 小柴委員、お願いします。</p>
小柴委員	<p>議案第1号8番について、申請地を11月5日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。環小学校より北西の方向1.3km付近に位置する農地であります。</p> <p>申請地の字亀田及び八幡台の一部について登記地目は田となっておりますが、現況は畑であります。義務者は、相続で取得しましたが、農業経験が乏しく耕作していくことが難しいため、親類を介して権利者に売却の申し入れをしたところ、了解を得られたため売買による所有権移転の申請をするものであります。営農計画は、飼料用稲及び牧</p>

	<p>草の栽培を計画しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの小柴委員の説明に補足をさせていただきます。権利者は本申請地を相続により取得しましたが、農業経験が少なく耕作を行うことが出来ないため売却するものであり、近くで畜産を営む権利者の飼料作物栽培を目的とした農地取得の申請であります。申請地は農振農用地区域農地を含む合計 14 筆 7987.49 m²、権利者の耕作面積は 5,136 m²、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積 5,000 m²を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題は無いと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 8 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第 1 号 8 番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第 2 号】</p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 2 号につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、12 番 鈴木伸江委員、お願いします。</p>
鈴木伸江委員	<p>議案第 2 号について申請地を 10 月 31 日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。吉野小学校より北の方向約 1.5km に位置する農地であります。</p> <p>権利者は、現在居住している建物が老朽化したため、隣接する申請</p>

議長	<p>地に新居を建築するため、専用住宅用地として農地転用申請をすることとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地は原則として転用許可をすることができませんが、農地法第 5 条第 1 項、農地法施行令第 1 1 条および農地法施行規則第 3 3 条に例外が定められており、申請地は隣接地が住宅となっているため、農地法施行規則第 3 3 条第 4 号「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。造成は、現状のまま使用し、埋め立て等はありません。また、用水は市営水道から引き込み、汚水・雑排水については、合併浄化槽を経由し、雨水とともに道路側溝に放流します。資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。住宅用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第 2 号は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第 3 号】</p> <p>次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 3 号 1 番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、7</p>

大後委員	<p>番 大後委員 お願いいたします。</p> <p>議案第3号1番について、申請地を11月4日に確認しましたので説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。JR青堀駅より北の方向約1kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、現在、建築会社に勤務しており、父親の事業を引き継ぐべく、資材置場として利用できる土地を探していたところ、義務者所有の本件土地を買い受けることで話がまとまり、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの大後委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。資材置場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第3号1番は承認されました。</p> <p>続いて、議案第3号2番につきまして、こちらの担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>

平野委員	<p>議案第3号2番について、申請地を11月5日に確認しましたので説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。中央公民館より南西の方向約100mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は古民家宿泊事業に適した物件を探していたところ、申請地の隣接地にリフォームして利用できる住宅があり、立地および経済面でも条件に合致し、申請地を敷地として一体利用することで義務者から承諾を得られたため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。現地は住宅地の中の農地であり、周辺農地には影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p> <p>それでは事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を受けている土地のため、第3種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水は上水道から引き込み、汚水・雑排水については、合併浄化槽を経由し、道路側溝に放流します。雨水については自然浸透としています。資金については、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。古民家宿泊用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第3号2番は承認されました</p>
議長	<p>【専決処分報告について】</p> <p>続いて、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事</p>

<p>局長</p>	<p>務局長よりお願いします。</p> <p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1番2番とも専用住宅として所有権移転するもので、面積は1番が229㎡、2番が350㎡です。これらの届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。（なし）</p> <p>事務局から何かありますか。（耕作者探し、見当の依頼）</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、皆様には慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第602回の定例農業委員会を終了します。なお、次回の農業委員会総会は12月5日月曜日、場所は401会議室の予定で午後1時30分から開催いたします。お疲れ様でした。</p> <p>閉会 午後2時09分</p>